回覧

総務 ・ 管運 ・ 徴収 ・ 個人 ・ 資産 ・ 法人（　　）部門（　　）
センター（ 総括 ・ 納管 ・ 申処 ・ 債権 ・ コール ・（　　））

令和６年10月１７日編集　　国　税　東　京　　第1242号（１）

確定申告・センター化・人事評価
不安は改革の合図！職員の声を大切に！

第１回局長交渉に臨む本部執行役員

国税東京

発　行　所
中央区築地５－３－１
東京国税局内509号室
東京国税労働組合
☎ 03（3524）0309
E-mail union@kokuzei-tokyo.org
URL https://www.tkoku.org/
発行人　川口　将史
編集人　横山　剛士

組合員の皆さんおはようございます。
国税東京は、去る９月25日に、星屋局長との67期の第１回目となる交渉を実施しました。
交渉に先立ち、志岐執行委員長から第67回定期大会において確立した「運動方針に基づく要求書」を星屋局長へ手交しました

【主な交渉議題】

１　委員長所信
⑴　労使関係
⑵　2024人事院勧告について

２　令和６年度定期人事異動発令の局長の総評

３　６級格付可能ポスト昇任の評価

４　地域手当に伴う身上申告書の尊重

５　国税東京組合員の処遇改善
⑴　中高年層職員
⑵　青年層職員
⑶　女性職員
⑷　行政職俸給表(二)適用職員
⑸　普通科第Ⅱコース採用者の昇格の促進
⑹　府省間配転者の処遇改善
⑺　60歳を超える職員の処遇改善
⑻　障害者選抜試験採用者

６　内部事務のセンター化について

７　センター化対象署について

８　弾力的な事務運営について

９　超過勤務の縮減について

10　令和６年分確定申告の新規施策

11　申告書作成会場の運営について

12　週休日対応

13　人事評価制度

14　ハラスメントの根絶について

職場の声
申告書等の控えへの収受日付印の押印に関する周知の徹底について

皆様の署名は国税庁長官に届けられました！
長官交渉署名にご協力ありがとうございました！

国税東京HP

議事録についてはＨＰをご確認ください。➡➡➡➡➡➡➡➡

委員長所信

所信を述べる
志岐執行委員長

2024人事院勧告について

人事院は８月８日、平均2.76パーセントの月例給及び0.1か月の一時金の引き上げを主な内容とする「給与改定勧告」を国会と内閣に対し行い、同時に給与制度のアップデート措置として、「地域手当支給地域の大くくり化・級地区分の見直し」、「異動保障の延長」等が示された。
これらの内容について、我々国税東京からの問題意識と要求を３点申し上げる。

一点目は、「地域手当支給地域の大くくり化・級地区分の見直し」についてである。

この大くくり化・見直しについては、千葉・山梨県下においては、県全域での実質引き下げとも言える内容であり、東京都下及び神奈川県下署との地域手当支給率の格差が広がることとなる。
これにより、低支給率署からの異動を希望する者の増加も見込まれることから、組合員の身上申告書の尊重を改めて強く求める。

二点目は、国税専門官試験採用者の当初配属署についてである。

採用から研修修了までの期間では異動保障の要件を満たさないことから、これまでは低率支給署への配置がされていなかったと理解している。今回の勧告で示された地域手当の見直しでは、これまで当初配置先となっていた複数の署が低率支給署に該当することになることから、当初配置先の見直しを求める。

三点目は、「異動保障の延長」についてである。

今回の勧告で示された延長措置では、令和７年４月以降の異動から現行２年間の保障期間が３年に延長されることになる。この措置に合わせて低率支給署及び無支給署への配属期間について、本人の希望がない限り延長することがないよう求める。

以上、我々国税東京からの問題意識等を３点申し上げたが、お答えできる範囲で局長の見解をお伺いしたい。

局長回答

所信に回答する
星屋局長

本年８月の人事院勧告については、民間準拠の観点から、公務員全体の給与水準に関してなされたものと承知している。

地域手当の支給率の違いによる職員の経済面への影響が大きいことについては、十分に認識しているところである。

今後、勧告内容が実施された場合においても、従来から申し上げている人事配置に当たっての考え方に従い、公務の要請の許す限り、身上申告書の記載内容を尊重し、その機能がいかされるように、最大限の配慮をしていきたい。

なお、職員の給与等の改善については、税務行政を取り巻く環境が年々厳しさを増している中で、真剣に職務に取り組んでいる皆さんの労苦に少しでも報いるよう
、従来から機会があるごとに国税庁を通じ人事院等関係機関に対して、強く要望しており、当局としても、人事院関東事務局に対し要望しているところである。

今後も国税庁を通じるなどして、関係機関に当局職員の実情を訴え、職員全体の処遇の改善に努めていきたい。

職場の声が実現します！！

11月1日 対応予定

皆様の声をあげないと
職場は変わりません！！

まずはLINEに登録しよう！

LINE

申告書等の控えへの収受日付印の押印に関する周知の徹底について

職場の声を述べる藤川執行委員

現在、国税庁のホームページにおいて「令和7年1月からの申告書等の控えへの収受日付印の押印について」お知らせしていますが、ここだけでは周知効果が薄いと考えられます。

納税者が税務に関する相談を行う場合、WEB検索を利用されることが多いと思います。その際、多くの納税者は「〇〇税務署　場所」や「〇〇税務署　相談」などの検索ワードを使用し、税務署の所在地や連絡先が記載されているページにアクセスすることが一般的です。**そこで、各税務署の所在地や連絡先が掲載されているページに「収受日付印」に関する情報を目立つように掲載することを提案します。**

令和5年12月19日付の「申告書等の控えへの収受日付印の押印の見直しに関する納税者への周知等について（指示）」に基づき、現場では各担当者が懸命に周知・広報活動を行っていますが、さらなる積極的な広報が必要です。**この問題に直接対応しているのは、最前線で働く税務署の職員です。**トラブルを未然に防ぐためにも、より効果的な周知を求めます。

自分の未来を自分で作ろう！あなたの一歩が社会を動かす！

11.29国税職員要求貫徹中央総決起集会 開催

国税東京では、第68回定期大会において確認した「秋季年末闘争方針」に基づき、国税職員の処遇改善、定員の確保及び機構・職場環境の充実に向け、国税労組に結集する全国の仲間と精力的に陳情・要請行動等を展開しているところです。

秋季年末闘争の集大成として、国税労組が開催する

『 11･29国税職員要求貫徹中央総決起集会 』に参加します。

「秋季年末闘争」は、中高年層職員の処遇改善や職場にゆとりを生むための定員確保等、賃金水準の維持向上にも多大な影響を与える重要な運動であることから、万全の体制で取り組み、多くの集会参加者の動員にご協力をよろしくお願い申し上げます

日　　程：**令和６年11月29日(金)**
14：30～16：00（受付13：30）
会　　場：**全電通労働会館**
（千代田区神田駿河台３丁目６）
対 象 者：**全支部　組合員**
※　**旅費・日当（2,000円）は、後日振込みます。**

参加申込みは、
電話
又は
LINE
から、ご連絡ください。

秋のお出かけ 運動にぜひご利用を！

国税労組の福利厚生紹介

chocoZAP

今話題の「chocoZAP」入会金3,000円および事務手数料2,000円が組合員限定で「**無料**」となります！

HIS

「ＨＩＳ」特典予約専用ダイヤルから予約すると、割引など色々な特典が受けられます。

Times Car RENTAL

「タイムズカーレンタル」なら、インターネット予約をすると【組合員限定】で**最大15%OFF！**

国税労組ＨＰの「福利厚生」からお申込みください。

あなたの思いあなたの国税東京へ！　TEL03－3524－0309　E-mail union@kokuzei-tokyo.org